

(第十八部)

第一回参議院決算委員会会議録第四号

(二一九)

付託事件

- 建設省の設置に関する陳情(第三十三號)
- 建設行政の地方移管に関する陳情(第四十號)
- 建設省の設置に関する陳情(第七十二號)
- 労働省設置法案(内閣提出、衆議院送付)
- 昭和二十年年度歳入歳出總決算
- 昭和二十年年度特別會計歳入歳出決算
- 昭和二十年年度歳入歳出決算検査報告
- 建設省の設置に関する陳情(第八十三號)
- 建設省の設置に関する陳情(第八十六號)
- 建設省の設置に関する陳情(第九十三號)
- 建設省の設置に関する陳情(第九十七號)
- 建設省の設置に関する陳情(第一百零八號)
- 内務省及び内務省の機構に関する勅令等を廢止する法律案(内閣送付)
- 地方自治委員会、公安廳及び建設院設置法案(内閣送付)
- 内務省官制廢止に伴う法令の整理に關する法律案(内閣送付)
- 建設省の設置に関する陳情(第一百四十七號)

昭和二十二年八月十八日(月曜日)午後三時一分開會

本日の會議に付した事件

労働省設置法案

○委員長(下條康重君) 只今から決算委員會を開きます。大體御質疑も終つたかと思ひますが、如何でございますでしょうか。

○小川友三君 労働省の設置法案はすでに質疑は盡きたと考えられるのであります。これより討論に付せられんことを要望いたします。

(賛成)と呼ぶ者あり

○鈴木憲一君 この前お願いいたして置きました、法制局及び進駐軍方面の御意向、御意見というふうなものをこの際お聴かせ願いたいと思つたのであります。それから討論に移りたいと思つたのであります。

○委員長(下條康重君) それでは質疑は終つたものとしたしまして、これから討論に入ります。討論に入る前に、今鈴木委員からお尋ねがありました件につきまして、ちよつと速記を止めさせていただきます。

(速記中止)

○委員長(下條康重君) 速記を始め、それでは討論に入ります。御意見のある方はお述べを願いたいと思つたのであります。

○小野重君 討論に入るに當りまして私から本法案に對する修正意見を申し上げたいと存じます。

先ず修正案の内容を申し上げます。

「第三條第二項を削り、第十一條に左の一項を加える、第四條乃至第九條の規定に拘わらず必要があるときは政令の定めるところにより省内において部局の所掌事務の一部を變更することが出来る。」

次に修正案を提案いたしました理由を説明したいと存じます。今回提案されました労働省設置法案につきましては、決算委員會並びに決算労働運合委員會において數回に亘つて慎重に審議いたされたのであります。本法案の内容を検討いたしますのに、労働省の設置が極めて重要な意義を持ち、且つその實現は久しく待望されておりましたので、政府が本法案の立案に當つて詳細な規定を設けられ、新憲法の精神を忠實に活かすように努力されておられますことに對しましては十分了承いたしておるものであります。然るに行政組織の取扱に關しましては、従前の舊制度とは趣を異にいたしました。原則として廣く法律による建前を採ることになりましたために、法律が如何なる限度において政令に委任するかが立法、行政兩部の相互の關係を頭に置いて判斷されなければならん事柄であるかと存するのであります。その運用に當りまして嚴格に失するがために、行政自體の機動性を必要以上に阻害することは避けなければなりません。同時に行政權の自立性を尊重するの餘り、結果において國會本來の職責に影響を與えることは適當ではございません。本法案第三條第二項はたまたまこの理論上の問題を現實に我々に

提示し、國會の判斷を要求いたしておるものと私は考へるのであります。而も本法案がこの種立法の先例となること、及び現行官廳組織につきましても同様の事例が豫想され得るので、この考え方を擴充適用することが必要ではないかという意見も考へられますので、從つて委員會においては特に慎重に扱われておることと拜察いたすのであります。而して本項は二つの事項を規定いたしておるものと存じます。

第一は、第三條第一項に列擧された労働省の部局の他に政令で部局を設けることができること。第二は省内において部局の所掌事務の一部を變更することができることであります。いずれも將來の新事態に應じて臨機措置を採ることができるよう例外規定を置かれたものと解されるのであります。

第一の點につきましては、部局は労働省の機構であります。労働大臣の權限の内容が形の上に表現されておるものと考へられますので、明白に法律によつて定められなければならない事柄であり、政府も亦この考え方で立案され、ただ法律によつて動きの取れんものにならないよう、便宜上この規定を設けられたと了解しておる者であります。第二條によつて定められた労働大臣の權限の範圍内であるからといつて、行政部の都合だけから政令に委任してもよろしいといふことは言えないと存じます。特に第三條第一項に部局

を列擧し、部局の名稱、數の變更は法律によらねばならないという立法の趣旨から考へますと、餘りに大幅に政令に委任いたしますことになりまして理論上適當を缺きますと共に、立法機關といたしましてもその責任を果すためには格別な關心を持たざるを得ないのであります。或いは本法成立後において、必要に應じて法律の改正を他の方法で是正できるのではないかと申される向もありましようが、國會の審議途上において豫め論議する機會が生じた場合におきましては、そのまゝにいたすことは適當でないと思へらるるのであります。

更に第二の點につきましては事柄の性質上、又第一點の場合との比較考慮の點から申しまして、行政の機動性を發揮する建前からこの點をも考慮いたしまして、政令に委任いたしますことは妨げないものと存せられるのであります。政府は種々の事情を考へ合わせられて、第三條第二項を設けられたことと思つておりますが、敝上申述べました考えから、第三條第二項の中で部局を設けることができるという點を削除いたしまして、法律と政令との間に一線を引かしまして、その關係を明らかにする必要があると思つておりますが、第十一條との關連を考へますと、むしろ削除されました残りの部分を第十一條に持つて参りまして、明確適切な運用を期待すべきであると存じますので、かた／＼條文の整理上からも第十一條に一項を加えることと

第十八部 決算委員会會議録第四号

昭和二十二年八月十八日(参議院)

いたした次第でございます。以上の理由でこの修正案を提案いたしました次第でございます。

○委員長(下條康磨君) 只今小野君から動議が提出されましたが……。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員長(下條康磨君) 動議は成立いたしました。

○吉川末次郎君 會議を一つ非公式な懇談会のような形に移行して頂きまして、そうした形の會合において御相談申上げて見たいことがあるのであります。〔賛成と呼ぶ者あり〕そのようにより一會議を……。

○委員長(下條康磨君) 只今吉川君から御提議がありまして、暫らく會議を懇談会のようなふうにして、いろいろ御相談になりたいということでございますが、宜しうござりますか。

〔異議なし〕〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員長(下條康磨君) それではこれから懇談会にいたします。それでは速記を止めて。

午後三時三十分速記中止

午後三時三十分速記開始

○委員長(下條康磨君) 速記を始め、これで、ちよつと休憩をいたします。

午後三時四十八分閉會

○委員長(下條康磨君) 休憩を閉じましてこれから委員會を再開いたします。議事の都合上、本日はこの程度で散會いたしましたと思ひます。

午後三時四十九分散會

出席者は左の通り。

委員長 下條 康磨君

理事 太田 敏兄君 西山 鶴七君 山下 義信君 岩崎正三郎君 吉川末次郎君 北村 一男君 中川 幸平君 竹中 七郎君 深川タマエ君 小川 友三君 小野 善君 鈴木 憲一君 伊達源一郎君 兼岩 傳一君 國務大臣 米窪 滿亮君 國務大臣 吉武 惠市君

委員 厚生事務官 吉武 惠市君 勞政局長

八月十二日豫備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。
一、内務省及び内務省の機構に関する勅令等を廢止する法律案(豫第二十四號)
一、地方自治委員會、公安廳及建設院設置法案(豫第二十五號)
一、内務省官制廢止に伴う法令の整理に関する法律案(豫第二十六號)
一、内務省及び内務省の機構に関する勅令等を廢止する法律案
内務省官制
内務省調査局臨時設置制
戰災復興院官制
戰災復興院特別建設局臨時設置制

附則 この法律施行の期日は、政令でこれを定める。但し、その期日は、昭和二十二年十月一日後であつてはならない。

地方自治委員會、公安廳及び建設院設置法案
地方自治委員會、公安廳及び建設院設置法案
第一條 内務省の廢止に伴い臨時に地方自治委員會、公安廳及び建設院を設置する。
第二條 (地方自治委員會及びその事務局) 地方自治委員會は、内閣總理大臣の管理に屬し、左に掲げる事務を掌る。
一 地方公共團體の行政及び財務に関する調査及び資料の蒐集並びにこれらの制度の企畫及び立案に関する事項
二 地方公共團體との連絡一般に関する事項
三 地方公共團體に對する財政の援助に関する事項
四 地方自治法、地方税法及び地方分與税法に基き委員會の權限に屬せしめられた事項
五 國會議員の選舉及び最高裁判所の裁判官の任命の國民審査に関する調査及び資料の蒐集並びにこれらの制度の企畫及び立案に関する事項
六 國會議員の選舉及び地方自治法に基き選舉その他の投票並びに最高裁判所の裁判官の任命の國民審査に関する豫算の要求、用紙のあつせんその他これらの施行準備に関する事項

地方自治委員會は、左に掲げる者に就き、内閣において命じた委員を以て、これを組織する。
一 國務大臣一人
二 政令の定めるところにより地方公共團體の長が選舉した者一人
三 國會において推薦した者一人
委員長は、國務大臣たる委員を以て、これに充てる。
第二項第二號及び第三號に掲げる委員の任期は、四年とする。
地方自治委員會に事務局を置き、委員會に關する事務を掌らしめる。
地方自治委員會に關する規定の施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。
第三條 (公安廳) 公安廳は、内閣總理大臣の管理に屬し、左に掲げる事務を掌る。
一 警察に關する事項
二 消防に關する事項
三 連合國最高司令官から政府に返還された物品等の調査及び處分に關する事項
四 連合國最高司令官の要求に基き政黨、協會その他の團體の結成の禁止等に關する事項
五 連合國最高司令官の要求に基き正規陸海軍將校又は陸海軍特別志願豫備將校であつた者の調査等に關する事項
六 外國人登録令の施行に關する事項
第四條 (建設院) 建設院は、内閣總理大臣の管理に屬し、左に掲げる事務を掌る。

一 國土計畫、地方計畫及び都市計畫に關する事項
二 地理に關する事項
三 土地收用に關する事項
四 土木に關する事項
五 河川、道路及び砂防に關する事項
六 公有の水面(港灣内の水面を除く)及び水流に關する事項
七 住宅及び宅地に關する事項
八 建築に關する事項(政令で定めるものを除く)
九 土木建築工事請負業に關する事項
十 連合國最高司令官の要求に係る建造物及び設備の營繕並びに備品の調達に關する事項
建設院に、政令の定めるところによりその地方の事務所を置き、國の行方土木工事、臨時物資供給調整法に基き事務及び前項第十號に規定する事務の一部を分掌せしめる。

建設院の長は、國務大臣を以て、これに充てることのできる。
第五條 (地方自治委員會の事務局、公安廳及び建設院の機關及び職員) 地方自治委員會の事務局、公安廳及び建設院には、政令の定めるところにより、所要の部局その他の機關及び職員を置くことができる。
第六條 この法律は、第一條の規定により設置される機關に對し、從前の内務省及び戰災復興院に屬した權限よりも廣い權限を付與するものではない。
附則

第七條 この法律施行の期日は、政

令でこれを定める。但し、その期日は、昭和二十二年十月一日後であつてはならない。

第二條の規定を施行するために必要な政令の制定並びに地方自治委員会の委員となるべき者の選挙及び推薦に關する手續は、前項の期日より前に、これをなすことができる。

第八條 行政官廳法の一部を次のように改正する。

第十三條中「戦災復興院總裁を」

「建設院の長」に改める。
内務省官制廢止に伴う法令の整理に關する法律案

左に掲げる法令中「内務大臣」を「主務大臣」に改める。
土地收用法
運河法
水道條例
下水道法
水利繩合法
國籍法

明治三十一年法律第二十一號（外國人を養子又は入夫となす件）
史蹟名勝天然記念物保存法
昭和二十年勅令第六百三十三號
連合國最高司令官から政府に返還された物品の處分に關する件）

昭和二十一年勅令第百一號（政黨、協會その他の團體の結成の禁止等に關する件）
銃砲所持禁止令
都會地轉入抑制緊急措置令
外國人登録令
形像取締規則

昭和二十一年内務省令第二十五號
（按察品の没収及び報告に關する件）

昭和二十一年内務省令第三十號
（正規陸海軍將校又は陸海軍特別志願豫備將校であつた者の調査に關する件）
昭和二十一年内務省令第三十一號
（外國映畫の調査に關する件）

八月十三日日本委員會に左の事件を付託された。

一、建設省の設置に關する陳情（第四百四十七號）

（陳第四百四十七號）昭和二十二年七月二十四日受理

建設省の設置に關する陳情
内務省中部土木出張所技術協會
外一件

この陳情の趣旨は、陳第三十六號と同じである。

昭和二十二年九月二十二日印刷

昭和二十二年九月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局